

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人国立高等専門学校機構の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当機構役員給与規則で文部科学省に置かれる独立行政法人評価委員会における前年度の機構の業績評価を参考に、その者の職務実績に応じて賞与(期末特別手当)を100分の10の範囲内で増減できることとしている。平成21年度においては平成20年度の業績評価を参考に検討した結果、賞与の増減は行わないこととした。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

報酬水準を平成21年12月1日から0.3%引き下げるとともに、12月期期末特別手当において所要の調整を行った。また、期末特別手当の年間支給割合を0.25月分引き下げた。

理事

報酬水準を平成21年12月1日から0.3%引き下げるとともに、12月期期末特別手当において所要の調整を行った。また、期末特別手当の年間支給割合を0.25月分引き下げた。

理事(非常勤)

改定を行っていない。

監事

報酬水準を平成21年12月1日から0.3%引き下げるとともに、12月期期末特別手当において所要の調整を行った。また、期末特別手当の年間支給割合を0.25月分引き下げた。

監事(非常勤)

改定を行っていない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	16,618	11,916	3,272	1,429 (地域手当)	4月1日		
A理事	15,698	10,104	4,134	1,212 (地域手当) 247 (通勤手当)			◇
B理事	14,599	9,400	3,847	1,088 (地域手当) 263 (通勤手当)		3月31日	*
C理事	14,132	9,400	3,586	282 (地域手当) 324 (通勤手当) 540 (兼任手当)	4月1日	3月31日	
D理事	14,848	9,400	3,759	846 (地域手当) 302 (通勤手当) 540 (兼任手当)		3月31日	
E理事	13,625	9,400	3,499	185 (通勤手当) 540 (兼任手当)			
G理事 (非常勤)	540	540					
A監事 (非常勤)	540	540					
B監事 (非常勤)	540	540					

注1:「地域手当」は、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「兼任手当」は、校長を兼任する理事に支給されているものである。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注4:千円未満切り捨ての関係から、総額が一致しない場合がある。

3 役員退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事						該当者なし	

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

全国55高専(平成21年10月1日から51高専)が一法人となったスケールメリットを生かし、適正な人員配置を行うとともに、共通性の高い業務についての合理化・簡素化により人件費の抑制を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準の決定に当たっては、国家公務員の給与水準を考慮する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績を考慮し、昇給、昇格及び勤勉手当の成績率を決定している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本給月額 (昇給)	一定期間の勤務成績に応じて、上位の号給に昇給させること又は昇給させないことができる。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、上位の職位に就任する場合等に、上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	一定期間の勤務成績に基づいて、勤勉手当の支給割合を変動させている。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- 本給表の改正として、平成21年12月1日から初任給を中心とした若年層を除き本給月額を引き下げた。具体的には次のとおりである。
 - ① 一般職員本給表(一) 基本的に同率の引き下げ(平均改定率 $\Delta 0.2\%$)とするが、初任給を中心とした若年層(1級~3級の一部)は引き下げを行わない。7級以上は平均を0.1%上回る引き下げ($\Delta 0.3\%$)。
 - ② 指定職員本給表 一般職員本給表(一)の7級以上の職員の引き下げ率($\Delta 0.3\%$)を踏まえた引き下げ。
 - ③ その他の本給表 一般職員本給表(一)との均衡を基本に引き下げ。
 - ④ 12月期末手当において、所要の調整。
- 平成21年12月1日から、自宅に係る住居手当(新築・購入後5年に限り支給。月額2,500円)を廃止した。
- 期末手当の年間支給割合を0.25月分引き下げた。
- 勤勉手当の年間支給割合を0.1月分引き下げた。
- 期末特別手当を廃止し、指定職員本給表の適用を受ける職員に対し、期末手当及び勤勉手当を支給することとした(年間支給割合は、期末手当:1.5月分、勤勉手当:1.6月分)。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 5,369	歳 45.9	千円 6,944	千円 5,097	千円 82	千円 1,847
事務・技術	人 1,810	歳 42.6	千円 5,395	千円 4,018	千円 85	千円 1,377
教育職種 (高等専門学校教員)	人 3,445	歳 47.4	千円 7,769	千円 5,671	千円 80	千円 2,098
技能・労務職種	人 11	歳 55.4	千円 5,317	千円 3,965	千円 85	千円 1,352
海事職種(一)	人 17	歳 48.3	千円 6,565	千円 4,817	千円 88	千円 1,748
海事職種(二)	人 16	歳 42.8	千円 5,132	千円 3,865	千円 111	千円 1,267
医療職種 (栄養士)	人 8	歳 56.6	千円 6,112	千円 4,479	千円 41	千円 1,633
医療職種 (看護師)	人 48	歳 47.6	千円 5,525	千円 4,075	千円 77	千円 1,450
指定職員	人 14	歳 66.6	千円 13,272	千円 9,728	千円 111	千円 3,544

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	30.2	4,058	3,059	61	999
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	30.2	4,058	3,059	61	999

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	37	63.0	3,158	2,690	113	468
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	19	62.0	2,784	2,731	95	413
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	14	64.5	3,722	3,173	149	549
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
海事職種(二)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	45	48.5	3,320	2,465	78	855
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	41	47.8	3,152	2,332	55	820
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
委託費等雇用研究員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため省略した。

注3:在外職員は該当者がいないため省略した。

注4:任期付職員のうち、事務・技術、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため省略した。

注5:再任用職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため省略した。

注6:非常勤職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)は該当者がいないため省略した。

注7:再任用職員の技能・労務職種、海事職種(二)及び医療職種(看護師)並びに非常勤職員の技能・労務職種及び委託費等雇用研究員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

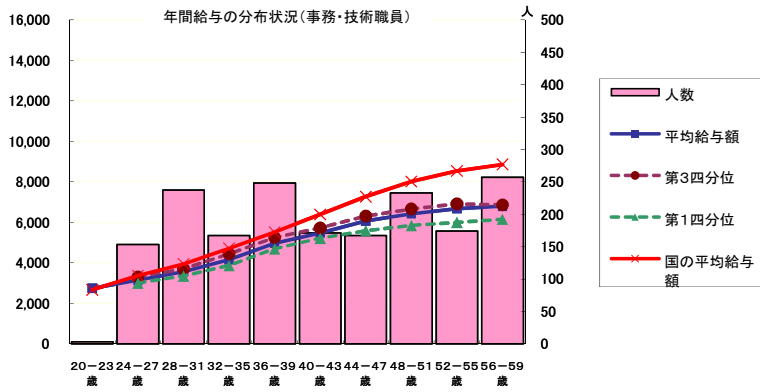
注8:技能・労務職種とは、自動車運転手、用務員及びその他の労務に従事する職員を示す。

注9:海事職種(一)とは、船舶に乗り込む船長、航海士、機関長及び機関士を示す。

注10:海事職種(二)とは、船舶に乗り込む職員(海事職種(一)を除く。)を示す。

注11:指定職員とは、校長(教育職種(高等専門学校教員)を除く。)を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(高等専門学校教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④及び⑤において同じ。〕



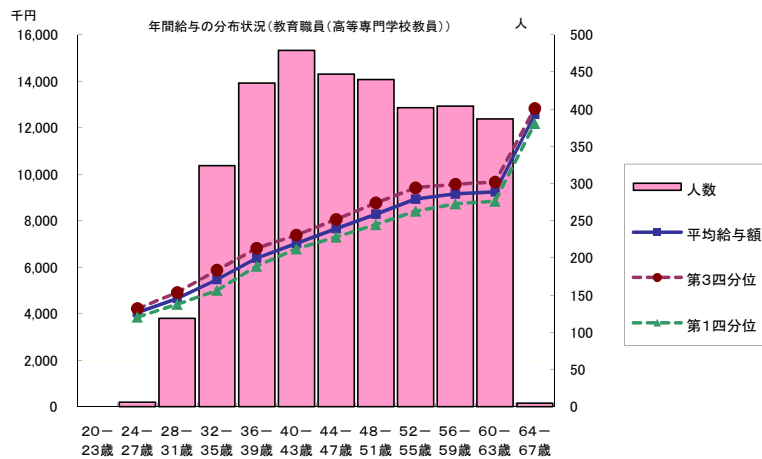
注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2：年齢20～23歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
本部課長	6	49.8	8,510	9,124	9,571		
本部課長補佐	4	43.0	-	6,650	-		
本部係長	16	38.1	4,875	5,588	6,143		
本部係員	31	29.5	3,442	3,703	4,074		
地方部長	31	57.3	9,524	9,882	10,186		
地方課長	84	50.7	7,682	7,933	8,243		
地方課長補佐	199	54.5	6,328	6,599	6,856		
地方係長	725	46.4	5,316	5,705	6,134		
地方主任	242	43.1	4,576	5,087	5,611		
地方係員	471	30.0	3,213	3,524	3,775		

注：本部課長補佐の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(教育職員(高等専門学校教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
校長	20	61.3	11,829	12,832
教授	1,483	55.1	8,490	9,479
准教授	1,453	43.1	6,601	7,585
講師	252	37.3	5,175	6,169
助教	206	33.8	4,545	5,089
助手	34	46.0	5,161	6,042

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(高等専門学校教員))
[在外職員及び再任用職員を除く。]

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任、係員	係長・(技術)専門職員、主任	課長補佐・(技術)専門職員、係長・(技術)専門職員	課長、課長補佐・(技術)専門職員	課長
人員(割合)	1,810	162 (9.0%)	358 (19.8%)	823 (45.5%)	309 (17.1%)	103 (5.7%)	23 (1.3%)
年齢(最高～最低)		44～22	50～26	59～33	59～36	59～41	57～45
所定内給与年額(最高～最低)		2,886～1,882	4,140～2,243	5,422～2,726	6,368～3,823	7,010～4,430	7,520～5,787
年間給与額(最高～最低)		3,830～2,519	5,521～3,026	7,387～3,672	8,342～5,232	9,133～6,062	10,023～7,715

区分	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	事務部長	事務局長・事務部長	事務局長	事務局長
人員(割合)	31 (1.7%)	1 (0.1%)	() (%)	() (%)
年齢(最高～最低)	59～51	}	}	}
所定内給与年額(最高～最低)	8,220～6,558	}	}	}
年間給与額(最高～最低)	11,023～9,122	}	}	}

注：8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最低～最高)」以下の項目について記載していない。

(教育職員(高等専門学校教員)(常勤職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助教、助手	講師	准教授	教授	校長
人員 (割合)	3,445人	238人 (6.9%)	251人 (7.3%)	1,453人 (42.2%)	1,483人 (43.0%)	20人 (0.6%)
年齢(最高 ～最低)		62～26歳	62～26歳	62～30歳	62～40歳	64～54歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,848～ 2,783千円	5,851～ 2,861千円	6,887～ 3,271千円	8,631～ 4,639千円	9,938～ 6,549千円
年間給与 額(最高～ 最低)		6,572～ 3,726千円	7,914～ 3,855千円	9,133～ 4,487千円	11,638～ 6,361千円	13,493～ 9,387千円

(教育職員(高等専門学校教員)(任期付職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助教、助手	講師	准教授	教授	校長
人員 (割合)	3人	2人 (66.7%)	1人 (33.3%)	()%	()%	()%
年齢(最高 ～最低)		}	}	}	}	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	}	}	}	}
年間給与 額(最高～ 最低)		}	}	}	}	}

注：1級及び2級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(高等専門学校教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 67.0	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当 (平均))	% 36.4	% 33.0	% 34.6
	最高～最低	% 48.6～32.4	% 48.8～28.9	% 48.7～31.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 67.7	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当 (平均))	% 36.3	% 32.3	% 34.2
	最高～最低	% 47.3～31.0	% 40.4～28.1	% 42.4～29.9

(教育職員(高等専門学校教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 60.8	% 64.4	% 62.7
	査定支給分(勤勉相当 (平均))	% 39.2	% 35.6	% 37.3
	最高～最低	% 47.7～32.1	% 46.2～29.5	% 46.1～31.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 67.9	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当 (平均))	% 36.2	% 32.1	% 34.0
	最高～最低	% 52.8～28.5	% 48.1～25.2	% 50.4～29.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

(事務・技術職員)
 対国家公務員(行政職(一))
 対他法人(事務・技術職員)

83.2
78.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 83.2	:
	参考	地域勘案 88.9 学歴勘案 83.6 地域・学歴勘案 88.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	—	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 81% (国からの財政支出額 68,077百万円、支出予算の総額 83,908百万円:平成21年度予算)</p> <p>【検証結果】 高専は地域手当の支給されない勤務地又は支給率の低い勤務地が多く、参考指数の地域勘案においては5.7ポイントの差が出ていること、また、各高専は比較的小規模な組織であり、業務の困難性、職責の重さに応じたポストを配置しているところではあるが、給与の高い管理職ポストの割合が少ないことから比較指標が83.2となっているものと考えられる。なお、事務・技術職員に適用される本給表は国の同種の俸給表と同水準のものとなっている。</p>	
	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成20年度決算)</p> <p>【検証結果】 該当しない。</p>	
講ずる措置	事務・技術職員に適用される本給表は国の同種の俸給表と同水準のものとなっており、引き続き、適切な給与水準となるような取り組みを行うこととする。	

○参考指標

教育職員(高等専門学校教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 98.3

注: 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(四)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(高等専門学校教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

○比較対象職員の状況

教育職員(高等専門学校教員)

常勤職員欄の教育職員(高等専門学校教員)3,445人及び

任期付職員欄の教育職員(高等専門学校教員)3人 計3,448人

3,448人の平均年齢47.4歳、平均年間給与額7,765千円

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	44,416,515	45,930,418	△ 1,513,903	△ 3.3	△ 4,522,032	△ 9.2
退職手当支給額 (B)	5,670,953	6,631,861	△ 960,908	△ 14.5	△ 1,122,685	△ 16.5
非常勤役職員等給与 (C)	2,675,462	2,363,889	311,573	13.2	626,796	30.6
福利厚生費 (D)	5,436,558	5,766,124	△ 329,566	△ 5.7	△ 747,644	△ 12.1
最広義人件費 (A+B+C+D)	58,199,490	60,692,294	△ 2,492,804	△ 4.1	△ 5,765,563	△ 9.0

注：千円未満切り捨ての関係から、合計額（最広義人件費）が一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給額及び最広義人件費における主な増減要因

給与、報酬等支給総額の対前年度比△3.3%については、人件費削減の取り組みとしての人員削減を実施していることや必要な専門性に合致した適任者が得られず欠員が生じたことなどの理由により、給与の年間平均支給人員数が前年度に比して減(△93人)していること、また、その他の要因として平均年齢の低下、給与構造の見直しに伴う影響などが理由として考えられる。

また、最広義人件費の対前年度比△4.1%については、主に給与、報酬等支給総額の減、退職者数の減による退職手当支給額の減によるものである。

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取り組み状況

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を受けた取り組みとして、中期目標は、同閣議決定において示された国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととされ、中期計画において、平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度(49,734百万円)に比べて5.0%以上(平成20年度までには概ね2.5%以上)削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定を行った場合は、その改定分については、削減対象を除く。なお、人件費の範囲は報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。

人件費削減の進捗状況については、常勤役職員に係る人件費を中期計画において、平成20年度までに、2.5%以上削減することとしており、平成20年度においては、△6.7%となっている。なお、詳細については下記の表のとおりである。

・基準年度(平成17年度)の「給与・報酬等支給総額」	48,837,144千円
・当年度の「給与・報酬等支給総額」	44,416,515千円
・当年度までの人件費削減率	△9.1%

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	48,837,144	48,019,525	47,060,616	45,930,418	44,416,515
人件費削減率 (%)		△1.7	△3.6	△6.0	△ 9.1
人件費削減率(補正值) (%)		△1.7	△4.3	△6.7	△7.4

注：「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし